

## ばい煙発生施設の排出基準等に係る立入検査

横山新紀 石井克巳 竹内和俊 内藤季和 猪野正和 井上智博 吉成晴彦 中西基晴 渡邊剛久

2008 年度には大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に対する立入検査を 1 事業所 1 施設で実施した。またダイオキシン対策特別措置法に基づく立入検査と同時にばい煙測定を実施した事業所数は 1、施設

数は 1 であった。結果概要は下表のとおりであり、いずれの施設も排出基準を満たしていた。

表 2008 年度立入検査結果

対象施設名	ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		塩化水素		ガス分析		煙道条件			
	換算濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	排出量 (kg/h)	換算濃度 (ppm)	排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	濃度 (ppm)	排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	換算濃度 (mg/m <sup>3</sup> N)	排出量 (kg/h)	CO <sub>2</sub> (%)	O <sub>2</sub> (%)	水分 (%)	温度 (°C)	湿りガス (m <sup>3</sup> N/h)	乾きガス (m <sup>3</sup> N/h)
廃棄物焼却炉 1			30	0.077			—	—	7.1	9.0	25.8	67	2,400	1,800
廃棄物焼却炉 2	< 0.004	< 0.06	13	0.19	1	0.011	※1	< 2.5	13.0	7.3	15.4	185	11,000	13,000

※1 定量下限値未滿

## 揮発性有機化合物排出施設の排出基準に係る立入検査

横山新紀 石井克巳 竹内和俊 内藤季和 猪野正和 井上智博 吉成晴彦 中西基晴 渡邊剛久

大気汚染防止法の改正により、2006年4月1日からVOC（揮発性有機化合物）排出施設に対する規制が開始された。

2008年度には大気汚染防止法に基づくVOC排出施設に対する立入検査を3事業所7施設について実

施した。

結果概要は下表のとおりであり、1施設で排出基準を超過している。なお、いずれの施設も既設の施設であるため2009年度末まで排出基準の適用は猶予されている。

表 2008年度立入検査結果

事業所名	施設名	測定値 (ppmC)	基準値 (ppmC)	適否
A事業所	塗装施設の用に供する乾燥施設	230	600	適
	塗装施設の用に供する乾燥施設	100	600	適
B事業所	塗装施設の用に供する乾燥施設	2200	600	不適
C事業所	塗装施設の用に供する乾燥施設	27	600	適
	塗装施設の用に供する乾燥施設	68	600	適
	塗装施設の用に供する乾燥施設	17	600	適
	塗装施設の用に供する乾燥施設	11	600	適